

番号：150475

国名：パラグアイ

担当：人間開発部保健第一グループ保健第一チーム

案件名：プライマリーヘルスケア体制強化プロジェクト終了時評価調査（評価分析）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：評価分析
- (2) 格付：3号～4号
- (3) 業務の種類：調査団参団

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2015年8月中旬から2015年10月上旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.50M/M、現地 0.70M/M、合計 1.20M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
5日	21日	5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：2015年7月8日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル) (いずれも提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約(単独型) 公示案件(再公示含む) より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細については JICA ホームページ(ホーム>JICA について>調達情報>お知らせ>「コンサルタント等契約における業務実施契約(単独型) 簡易プロポーザルの電子提出本格導入について」(http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204_02.html)) をご覧ください。なお、JICA 本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ①業務実施の基本方針 8点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 2点
 - (2) 業務従事予定者の経験能力等：
 - ①類似業務の経験 45点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 9点
 - ③語学力 18点
 - ④その他学位、資格等 18点
- (計100点)

類似業務	各種評価調査
対象国/類似地域	パラグアイ/全途上国
語学の種類	英語(西語も可能であればなお望ましい)

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：

本調査の対象である技術協力プロジェクトにおいて専門家業務に携わった法人及び個人は

本件への参加を認めない。

(2) 必要予防接種：なし

6. 業務の背景

パラグアイ国では、未整備な地域保健行政、医療従事者の技術・知識不足、インフラ・医薬品不足、医療施設へのアクセス問題等を抱える中、2008年8月に誕生したルゴ政権は、保健医療政策「生活の質と平等な健康に向けた公共政策」において、第一次保健医療サービスへのアクセス改善を優先政策の一つとして掲げた。これを受けて、厚生省はプライマリーヘルスケア(以下 PHC)総局を設置し、「家庭保健」の概念に基づき、地域の予防と治療を包括的に行う PHC の強化に取り組んでいる。

具体的には、地域住民3,500人から5,000人に1か所の割合で家族保健ユニット(Unidades de Salud de la Familia。以下 USF)を設置し、医師1名、看護師1名もしくは助産師1名、准看護師1名もしくは准助産師1名、保健推進員3~5名からなる「保健医療チーム」を配置し、USFを中心に地域の保健医療サービス改善を図っている。

しかしながら、PHC実施のための規程・マニュアルや県レベルでの実施体制が整備されていないこと、USFの人材への教育・訓練が十分ではないこと、USFや地域病院等を含めた保健医療サービス機関の中で救急対応やレファラルを含めた連携を行うための仕組みが整備されていないこと等、様々な課題に直面している。このような状況を総合的に改善するために、カアグアス県を対象として、USFによって提供される地域保健サービスの体制強化及びその効果の実証を目的に、パラグアイ国政府は我が国に技術協力の要請を行った。

JICAは、2011年5月に詳細計画策定調査を実施し、カアグアス県(第5衛生行政区)において、USFを核とした保健医療サービス体制が整備されることを目標に、①厚生省において保健医療サービス(USFを含む)におけるPHC体制が明確にされること、②USFの活動地域で保健医療サービス機関及び行政機関の運営管理能力が向上すること、③USFの能力が向上すること、④県レベルにおける救急連絡体制が確立されること、の4つを成果として、2012年2月から2016年1月までの4年間を協力期間として「パラグアイ国プライマリーヘルスケア体制強化プロジェクト」を実施中である。

本プロジェクトのカウンターパート(C/P)機関はパラグアイ国厚生省(カアグアス県衛生行政局を含む)で、チーフアドバイザー、業務調整員、地域保健の長期専門家(2014年9月に離任)等が現地で業務を行っている。2014年3月に実施された中間レビューにより、活動の見直しが行われた。最新のPDMでは、第5衛生行政区におけるUSFの機能評価基準の作成、USFを核とした保健医療ネットワークの構築、そして各関係機関(厚生省、第5衛生行政区、県庁、大学、地域・市保健医療審議会)の機能と役割の明確化による、PHCモデルの構築が活動の中核となっている。また、USFの保健医療サービスの質の向上を図るため、USFで働く保健医療チームに対し、知識や技術を向上させる研修を実施している。さらに、USFの活動に必要な住民組織(コミュニティ保健委員会：各コミュニティに設立された保健の啓発活動等を行う住民組織)や、地域・市保健医療審議会(行政区や市の行政機関の一つで、予算等の審議を行う)等との協働も求められている。

本件終了時評価調査では、特に中間レビューをふまえたその後の本プロジェクトの活動実績、成果を評価、確認するとともに、今後のプロジェクト活動に対する提言及び今後の類似事業の実施にあたっての教訓を導くことを目的とする。

7. 業務の内容

本業務従事者は、「新JICA事業評価ガイドライン第1版」に沿って、プロジェクトの協力について当初計画と活動実績、計画達成状況、評価5項目を確認するために、必要なデータ、情報を収集、整理し、分析する。

具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 国内準備期間(2015年8月中旬)

①既存の文献、報告書等(事業進捗報告書、業務完了報告書、専門家報告書、活動実績資料

等)をレビューし、プロジェクトの実績(投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等)、実施プロセスを整理、分析する。

- ②既存のPDMに基づき、プロジェクトの実績、実施プロセス及び評価5項目ごとの調査項目とデータ収集方法、調査方法等を検討し、監督職員とも協議の上、評価グリッド(案)(和文)を作成する。また、現地で入手、検証すべき情報を整理する。
- ③評価グリッド(案)に基づき、プロジェクト関係者(プロジェクト専門家、C/P機関、その他パラグアイ側関係機関、他ドナー等)に対する質問票(和文)を作成する。
- ④対処方針会議等に参加する。

(2) 現地派遣期間(2015年8月下旬~9月中旬)

- ①JICAパラグアイ事務所等との打合せに参加する。
- ②プロジェクト関係者に対して、「新JICA事業評価ガイドライン第1版」に基づいた評価手法について説明を行う。
- ③パラグアイ側C/Pと協議した評価グリッドに基づき、事前に配布した質問票を回収、整理するとともにプロジェクト関係者に対するヒアリング等を行い、プロジェクト実績(投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等)、実施プロセス等に関する情報、データの収集、整理を行う。
- ④収集した情報、データを分析し、プロジェクト実績の貢献、阻害要因を抽出する。
- ⑤国内準備並びに上記③及び④で得られた結果をもとに、他の調査団員及びパラグアイ側C/P等とともに評価5項目の観点から評価を行い、本案件の効果、提言及びプロジェクトへの課題・教訓、今後の方向性の取りまとめに協力する。
- ⑥担当分野に係る合同評価報告書(案)(和文・西文)の作成を行う。
- ⑦合同評価報告書(案)に関する協議に参加し、協議を踏まえて同案を修正し、最終版の作成に協力する。
- ⑧協議議事録(M/M)(和文・西文)の作成に協力する。
- ⑨担当分野に関する現地調査結果をJICAパラグアイ事務所等に報告する。

(3) 帰国後整理期間(2015年9月中旬)

- ①評価調査結果要約表(案)(和文・英文)の作成に協力する。
- ②帰国報告会に出席し、担当分野の報告を行う。
- ③担当分野の調査結果を取りまとめ、終了時評価調査報告書(和文)の作成に協力する。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は(1)~(2)のすべてとする。

- (1) 担当分野に係る終了時評価調査報告書(案)(和文)
- (2) 評価調査結果要約表(案)(和文・英文)

上記(1)~(2)については、電子データをもって提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約見積書作成ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。留意点は以下のとおり。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます(見積を計上して下さい)。

なお、パラグアイ行き優先経路地は、ニューヨーク/アトランタ/トロント/ヒューストン/シカゴ/ダラス/デトロイト/ワシントンまたはドバイ/ドーハ/アブダビとなります。

10. 特記事項

- (1) 業務日程/執務環境

①現地業務日程

本業務従事者の現地調査期間は2015年8月22日～2015年9月11日を予定しています。

②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括 (JICA)
- イ) 協力企画 (JICA)
- ウ) 評価分析 (コンサルタント)

③便宜供与内容

当機構パラグアイ事務所及びプロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎
あり
- イ) 宿舎手配
あり
- ウ) 車両借上げ
全行程に対する移動車両の提供 (機構職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。)
- エ) 通訳備上
あり (日本語または英語-スペイン語)
- オ) 現地日程のアレンジ
現地ヒアリング調査のスケジュールアレンジ、プロジェクト専門家及びC/Pの同行

(2) 参考資料

本業務に関する以下の資料を当機構人間開発部保健第一グループ保健第一チーム (TEL:03-5226-8358) にて配布します。
・ 中間レビュー報告書 (別添資料として、中間レビュー時に改訂したPDM含む)

(3) その他

- ①業務実施契約 (単独型) については、単独 (1名) の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ②パラグアイ国内での作業においては、当機構が規定する安全管理措置を遵守するとともに、当機構総務部安全管理室及びパラグアイ事務所の指示に従い、十分な安全対策措置を講じることとします。
- ③不正・腐敗
本業務の実施に当たっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス (2014年10月)」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗防止相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとします。

以上